

I 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

第6期滝川市障がい福祉計画（以下「本計画」という。）は、「滝川市障がい者計画（平成30年度策定）」の基本理念である「障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う共生する社会の実現」を目指し、障がい者が地域において自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、必要とされるサービス量の適切な見込みを行うとともに、サービス提供体制を計画的に確保していくために定めるものです。

2. 計画の体系及び位置付け

本計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）第88条に基づき、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保や指定障がい福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項を定めるための実施計画として策定するもので、障害者基本法第11条第3項に基づき策定された「滝川市障がい者計画」中、生活支援等に関わる3年間の実施計画に位置付けられるものです。

また、本計画は、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成18年厚生労働省告示第395号）及び「地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について」（平成21年厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知障企自発第0108001号）を踏まえて策定しています。

さらに、「第2期北海道障がい者基本計画（平成25～34年度）」及び「第6期北海道障がい福祉計画（令和3～5年度）」と連携しているほか、「滝川市総合計画」の個別計画として位置付け、「滝川市障がい者計画（平成30～34年度）」と併せて障がい者福祉施策の具体的な事業計画として策定します。

なお、障がい児支援については、児童福祉法の改正により平成30年4月1日から市町村障害児福祉計画を策定するものとされました（同法第33条の20）が、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保に関する事項や各年度における指定通所支援または指定障がい児相談支援の種類ごとの必要な見込量については、本計画に包含することとします。

3. 計画の期間

本計画では、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とし、今まで進められてきた障がい福祉サービスの整備状況や利用状況を見極めながら、障がい者個々の支援体制の充実・強化が図られるよう、また、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指します。

	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
滝川市障がい者計画										
第6期滝川市障がい福祉計画 第2期滝川市障がい児福祉計画										

4. 障がい者の定義

本計画における「障がい者」とは、障害者基本法及び障害者総合支援法に定義される、

■身体障害者福祉法に規定される身体上の障害がある者であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けた者

■知的障害者福祉法にいう知的障害者

■精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者

（統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、高次脳機能障害、精神病質その他の精神疾患を有する者）

■発達障害者支援法に規定する発達障害者

（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの）

■治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者

（難病など）

■心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者

とします。

5. 障がい児の定義

本計画における「障がい児」とは、児童福祉法に定義される障害児とします。

6. 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、障がい者及びその家族等により構成する団体を始め幅広い分野にわたる関係者の意見を反映したものとするため、「滝川市保健医療福祉推進市民会議」を計画策定の統括機関と位置付け計画策定について諮問を行い、障がい者等への支援の体制の整備を図るため関係機関等により構成される「滝川市自立支援協議会」において「計画策定委員会」を設置し、具体的な意見の聴取及び検討を行いました。

なお、本計画の期間中に関係法令の見直し等が行われ、それに伴い本計画の見直しが必要となった場合は、必要に応じて見直しを行います。